

南幌町子ども・子育て支援事業計画 第3期

(令和7年度～令和11年度)



令和7年3月

南幌町



はじめに

次代を担う子どもたちは、社会の希望であり、未来への力です。子どもたちが笑顔で成長し、安心して子育てできることが町民の願いです。

国では「こども家庭庁」が設立され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が示されました。また、国では、「子ども・子育て支援法」と関連法に基づいて、地域の子育て支援の充実やサービス量の確保と質の向上を図っています。

本町では、前計画のこれまでの事業評価及び実績を踏まえ、さらに質の高い教育・保育と子ども・子育て支援の提供と円滑な実施に向けて、「第3期南幌町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「一人一人の子どもが健やかに育つまち南幌」を目指します。

今後も、多くの保護者が子育てに喜びや生きがいを感じ、安心して子育てできるよう、町民や地域、関係機関・団体の方々との連携を図りながら子育て支援に取り組んでいきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり、ご熱心に審議やご意見をいただき、多大なご協力を賜りました子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました多くの町民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

南幌町長 大崎 貞二

目次

第1章 計画策定にあたって	
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の対象と期間	2
4 計画の策定体制	3
5 子ども・子育て支援制度の概要	4
第2章 南幌町の現状	
1 子ども・子育てを取り巻く環境	8
第3章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念	22
2 基本視点	22
2 基本目標	23
3 施策の体系	23
第4章 量の見込みと提供体制の確保等	
1 将来の子どもの人口	25
2 教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出	26
3 教育・保育提供区域	26
4 子どものための教育・保育給付	26
5 子育てのための施設等利用給付	30
6 地域子ども・子育て支援事業	31
第5章 目標の実現に向けた個別施策の展開	
基本目標1 子どもの健やかな成長に資する環境づくり	41
基本目標2 次世代の親の育成	41
基本目標3 家庭への子育て支援の推進	41
基本目標4 親と子どもの健康増進	42
基本目標5 ワーク・ライフ・バランスの推進	43
基本目標6 子ども・子育て世帯への支援の推進	43
基本目標7 地域における子育て支援	44
基本目標8 子育てを支援する生活環境づくり	44
基本目標9 子どもを守る安全なまちづくり	44
第6章 計画の推進にあたって	
1 計画の進捗管理	46
2 計画推進に向けた関係機関の役割	46
3 財政基盤の確立	46
資料編	
1 南幌町子ども・子育て会議設置要綱	48
2 子ども・子育て支援事業計画策定機構	50

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 国の少子化対策

近年、わが国においては、急速な少子化の進行、核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化等により、家庭や地域での子育て力が低下していると言われています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育てやすい環境を整備するため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、令和6年度末まで10年間延長されましたが、さらに法の改正により令和17年度末まで再延長され、引き続き次世代育成支援対策の推進・強化が図られています。

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が、令和4年(2022年)6月に成立し、令和5年(2023年)4月に施行されました。こども施策に関わる基本理念に加え、こども政策推進の基本方針となる「こども大綱」の策定や、こども等の意見を政策に反映し、社会の様々な活動に参加できるようにすることなどが定められています。

令和5年(2023年)4月には、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもの視点に立った政策を推進することと、「こどもまんなか社会」の実現を目的として、内閣府や厚生労働省の関係部局を一元化したこども家庭庁が発足しました。こどもと家庭の福祉・保健その他の支援、こどもの権利利益の擁護を一元化し、年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援やこども・子育て当事者の視点に立った政策の実現を目指しています。

(2) 子ども・子育て支援事業計画策定の経緯

本町では、子どもと家庭をとりまく状況が大きく変化している中、今後も未来の担い手である子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を整え、社会全体で取り組む必要がある子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて、令和2年度から令和6年度までの「第2期南幌町子ども・子育て支援事業計画」により事業を推進してきました。

この度の「第3期南幌町子ども・子育て支援事業計画」においても、前回計画と同様に「一人一人の子どもが健やかに育つまち南幌」を実現するために策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づくものであり、さらに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画と一体的に策定する計画として位置づけます。

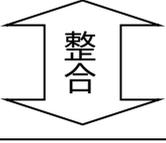
また、「第6期南幌町総合計画」「南幌町地域福祉計画」を上位計画とし、本町における子ども・子育て支援に関する方向性や目標及び具体的な施策・事業を示す個別計画です。本計画に関連する保健福祉分野等関連計画との整合を図り策定します。

第6期南幌町総合計画 緑豊かな田園文化のまち
 【保健福祉・医療分野】
 健康的で自立した暮らしを支える保健福祉と医療の整ったまちづくり

南幌町地域福祉計画



南幌町子ども・子育て支援事業計画 第3期



- 関連計画
- 南幌町健康づくり計画
 - 南幌町障がい者計画
 - 南幌町障がい福祉計画・南幌町障がい児福祉計画
 - 南幌町社会教育中期推進計画
 - 南幌町食育計画 等

3 計画の対象と期間

(1) 計画の対象

本計画は、子どもとその家庭、地域、企業（事業所）、行政など、子ども・子育てに関わるすべての個人及び団体を対象とします。

また、本計画において、「子ども」とは概ね18歳までを指します。

(2) 計画の期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間を計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
第2期 南幌町子ども・子育て 支援事業計画					第3期 南幌町子ども・子育て 支援事業計画				

4 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査（令和6年1月実施）
教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向を把握するため、国の基本指針に基づき実施しました。

(2) パブリックコメントの実施

計画書の素案の段階で、町民に公表し、寄せられた意見を計画に反映させるための「パブリックコメント」を令和7年2月1日から2月20日の間で実施しました。

(3) 南幌町子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法で市町村に設置が求められる審議会その他の合議制の機関です。
子どもの保護者を始め、学識経験者、教育・保育従事者から選任した委員により構成しています。計画策定までに計4回の会議を開催しました。
また、計画策定後、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく役割を担います。

(4) 庁内での子育てニーズの共有

この計画に位置づけられる各種施策は、さまざまな分野に及ぶことから、町組織として関係課等により、子どもと子育て家庭への支援に関するニーズや課題について、共有し連携を図り施策や事業を進めていきます。

5 子ども・子育て支援制度の概要

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度です。必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、取組を進めています。

《子ども・子育て支援制度の概要》

子ども・子育て支援給付	子どものための教育・保育給付	
	施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
	地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
	子育てのための施設等利用給付	
	施設等利用費	認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園（未移行）、認可外保育施設、特別支援学校、一時預かり事業、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
児童手当等交付金		
児童手当法等に基づく児童手当等の給付		
その他の子ども及び子どもに必要な支援を養育して	地域子ども・子育て支援事業	
	①利用者支援事業（こども家庭センター型）	
	②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	
	③妊婦健康診査事業	
	④乳児家庭全戸訪問事業	
	⑤養育支援訪問事業	
	⑥子育て短期支援事業	
	⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
	⑧一時預かり事業	
	⑨時間外保育事業（延長保育事業）	
	⑩病児保育事業	
	⑪放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）	
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）	
	①子育て世帯訪問支援事業	
②児童育成支援拠点事業		
③親子関係形成支援事業		
④乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		
⑤産後ケア事業		

(1) 子ども・子育て支援給付

施設型給付を含む「子どものための教育・保育給付」と幼稚園等の預かり保育や認可外保育施設等の利用を含む「子育てのための施設等利用給付」の2本柱で実施します。この2つの給付は、それぞれ、「施設型給付費等認定区分」と「子育てのための施設等利用給付認定区分」があり、申請し認定を受けることで必要な給付が受けられます。

認定区分

施設型給付費等認定区分

認定区分	給付の内容	主な利用施設
【1号認定子ども】 満3歳以上で幼稚園等での教育を希望するとき	教育標準時間※ (4時間)	幼稚園 認定こども園
【2号認定子ども】 満3歳以上で、保護者の労働や病気など「保育の必要な事由」に該当し保育を希望するとき	保育短時間(8時間) 保育標準時間(11時間)	保育所 認定こども園
【3号認定子ども】 満3歳未満で、保護者の労働や病気など「保育の必要な事由」に該当し保育を希望するとき		保育所 認定こども園 小規模保育等

※ 教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となります。

子育てのための施設等利用給付認定区分

認定区分	支給に係る施設・事業
【新1号認定子ども】 満3歳以上で、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外もの	幼稚園、特別支援学校等
【新2号認定子ども】 満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した、保護者の労働や病気など「保育の必要な事由」に該当するもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校(満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号) 認可外保育施設、預かり保育事業
【新3号認定子ども】 満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある、保護者の労働や病気など「保育の必要な事由」に該当し、住民税非課税世帯のもの	事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)

(2) 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援事業計画に従い、地域の実情に応じて行う事業です。令和4年児童福祉法改正(令和6年4月施行)により、「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」が新たに創設されました。また、令和6年子ども・子育て支援法改正(令和7年4月施行)により、「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」「産後ケア事業」が新たに創設されました。

第2章 南幌町の現状

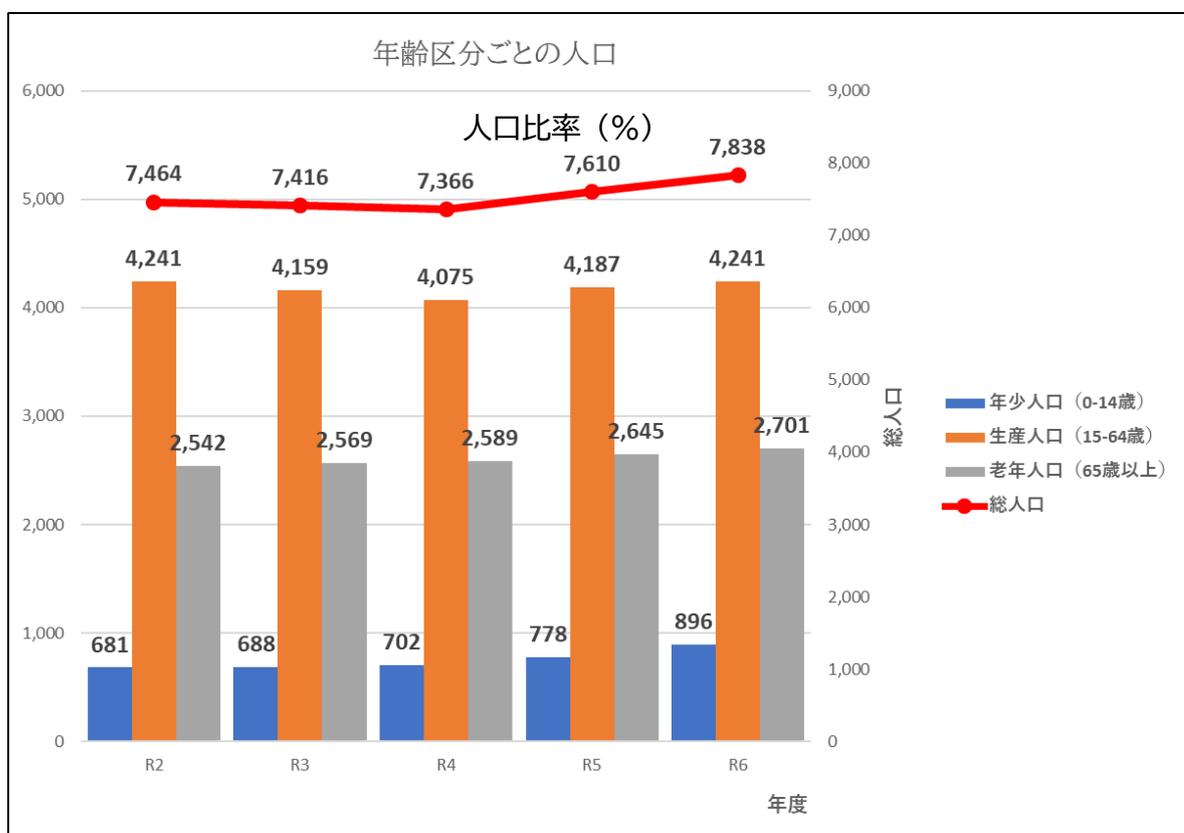
1 子ども・子育てを取り巻く環境

(1) 人口と世帯の状況

①総人口と年少人口

南幌町の人口は、令和4年度から増加に転じており、令和6年4月1日時点（住民基本台帳）では7,838人と472人増加しています。

総人口に占める14歳までの年少人口比率で見ると、令和2年の9.1%から令和6年には11.4%に増加しています。また、令和2年国勢調査（10月1日時点人口）での数値で比べると、全国11.9%、北海道10.7%、南幌町は9.5%でした。前回の平成27年国勢調査では、全国12.6%、北海道11.4%、南幌町9.3%でしたので、年少人口比率は全国・北海道が減少しているところ南幌町は増加しています。



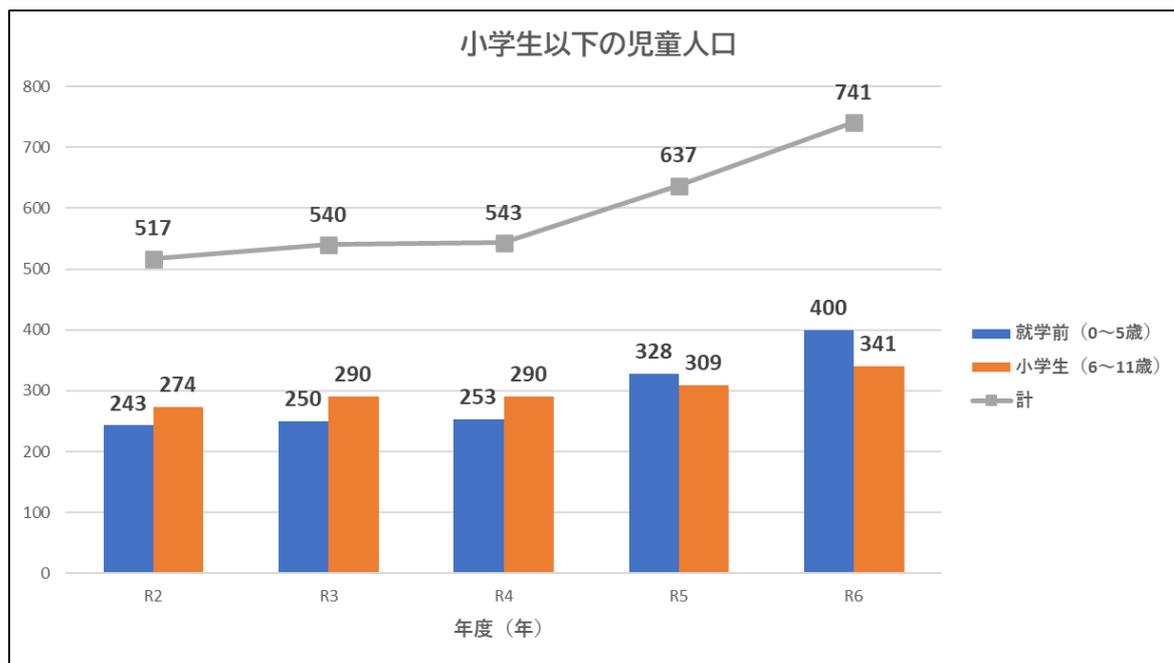
(住民基本台帳、各年4月1日現在)

②小学生以下の児童人口

小学生以下児童の人口は、令和4年度より就学前児童、小学生ともに増加しています。

令和4年度から令和5年度にかけては94人が増加し、令和5年度から令和6年度にかけては104人が増加しています。

総じて、就学前児童数は令和2年度243人から令和6年度400人となり157人の増加、小学生も同じく274人から341人となり67人増加しています。



(住民基本台帳、各年4月1現在)

③世帯の状況

世帯数も令和2年度以降増加傾向で、令和6年度には3,719世帯となっています。これに対し1世帯当たりの人数は令和2年度の2.16人から令和6年度には2.11人と減少しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総人口	7,464	7,416	7,366	7,610	7,838
世帯数	3,457	3,486	3,477	3,595	3,719
1世帯当たりの人数	2.16	2.13	2.12	2.12	2.11

(住民基本台帳、各年4月1日現在)

令和2年の国勢調査によると、本町の一般世帯2,966世帯のうち、核家族世帯は1,962世帯であり、66.1%が核家族となっています。

また、核家族の中でも、夫婦と子どもの世帯は757世帯、いずれかの親と子どもからなる世帯は281世帯で、親と子どもからなる世帯は合わせて1,038世帯、35.0%となっています。

一方、3世代で暮らす世帯は158世帯(5.3%)となっており、平成27年の国勢調査より1.8%減少しています。

		世帯数	構成比 (%)
一般世帯		2,966	100
	核家族	1,962	66.1
	夫婦のみの世帯	924	31.2
	夫婦と子どもからなる世帯	757	25.5
	男親と子どもからなる世帯	42	1.4
	女親と子どもからなる世帯	239	8.1
	単独世帯	701	23.6
3世代		158	5.3

(令和2年国勢調査)

(2) 出生数

出生数(各年1月～12月に出生した数)は減少傾向または30人台の数字で推移していくものと想定していましたが、令和6年は56人の出生がありました。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
出生数	36	22	34	38	56

(町保健福祉課)

(3) 合計特殊出生率

「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性とその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。「人口動態保健所・市区町村別統計」として、国税調査の年を中心とした5年間のデータが国より公表されています。

市区町村別として直近で公表されている確定値は、令和2年を中心とした平成30年～令和4年の統計値です。

全国・北海道は減少傾向ですが、町では増加傾向にあり、令和12年には1.80を目指しています。

		平成25年から平成29年	平成30年から令和4年
合計特殊出生率	全国	1.43	1.33
	北海道	1.30	1.21
	南幌町	1.21	1.22

(北海道保健統計年報)

(4) 教育・保育環境の現状

①認可保育所の入所状況 ※以下、各年4月1日現在の利用者数

認可保育所（南幌いちい保育園）については定員70人、令和6年4月1日現在、98人の入所となっています。令和5年度以降入所者数は増加しており、今後も保育の希望者は増えると思われれます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就学前児童数 (人)	0歳	32	34	28	39	55
	1歳	40	36	42	54	53
	2歳	35	47	39	58	70
	3歳	43	42	52	54	75
	4歳	47	43	45	69	68
	5歳	46	48	47	54	79
	計	243	250	253	328	400
保育所利用児童数 (人)	0歳	7	4	7	5	8
	1歳	13	14	13	16	15
	2歳	8	17	13	15	18
	3歳	19	9	17	17	18
	4歳	16	18	11	20	18
	5歳	13	16	18	13	21
	計	76	78	79	86	98
就学前児童数 に占める割合 (%)	0歳	21.9	11.8	25.0	12.8	14.5
	1歳	32.5	38.9	31.0	29.6	28.3
	2歳	22.9	36.2	33.3	25.9	25.7
	3歳	44.2	21.4	32.7	31.5	24.0
	4歳	34.0	41.9	24.4	29.0	26.5
	5歳	28.3	33.3	38.3	24.1	26.6
	計	31.3	31.2	31.2	26.2	24.5

②認定こども園の入所状況

認定こども園（南幌みどり野幼稚園）については、令和元年度から1歳児を、令和4年度から0歳児の入所を行っています。令和4年度以降入園者数は増加しており、今後も教育・保育の希望者は増えると思われれます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認可定員		222	225	225	225	225
在園者数 (人)	0歳	-	-	0	0	0
	1歳	4	4	8	11	18
	2歳	4	5	9	8	23
	3歳	44	45	46	53	68
	4歳	47	47	52	60	68
	5歳	54	47	53	57	68
	計	153	148	168	189	245
うち町内者数 (人)	0歳	-	-	0	0	0
	1歳	4	4	8	11	18
	2歳	4	5	9	8	23
	3歳	24	28	32	38	53
	4歳	27	26	32	46	48
	5歳	31	28	30	38	54
	計	90	91	111	141	196

③認可保育所・認定こども園の入所・入園率

認可保育所と認定こども園の入所・入園状況として、各年齢別人口に対する入所・入園率でみると、令和元年との比較では、年齢帯の中でも1歳・2歳・3歳が増えており、特に1歳での入所・入園が著しく増えています。今後も0歳・1歳・2歳といった低年齢での利用希望者は増えていくと思われます。

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
保育所入所者数(人)	8	15	18	18	18	21	98
認定こども園入園者数(人)	0	18	23	53	48	54	196
合計(人)	8	33	41	71	66	75	294
就学前児童数(人)	55	53	70	75	68	79	400
保育所入所率(%)	14.5	28.3	25.7	24.0	26.5	26.6	24.5
認定こども園入園率(%)	0.0	34.0	32.9	70.7	70.6	68.4	49.0
合計(%)	14.5	62.3	58.6	94.7	97.1	94.9	73.5
※令和元年の合計	19.4	39.4	47.5	88.7	97.8	100	69.6

(5) 子ども・子育てに関する実態と意向

第3期南幌町子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査結果概要

子育て家庭の現状と今後の意向を把握するとともに、本計画を策定するための必要な基礎資料の収集を目的にアンケート調査を行いました。調査においては、就学前の子どもの保護者及び小学生の子どもの保護者に対し、2種類のアンケート調査を実施（保育所・認定こども園・小学校を通じた調査と郵送による送付・回収）しました。

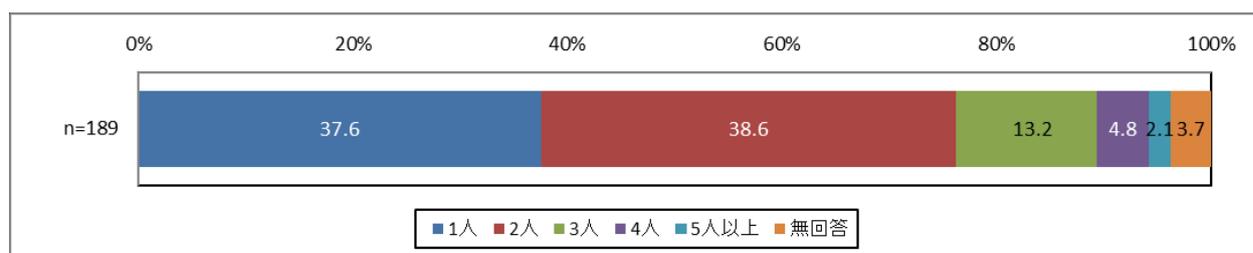
【調査期間】令和6年1月～3月

調査の種類	調査の対象	配布数	有効回答数	有効回収率
就学前児童調査	町内在住の就学前の子どもの保護者	321	189	58.9%
小学生児童調査	町内在住の小学生の保護者	235	142	60.4%
計		556	331	59.5%

就 学 前 児 童 調 査

● 兄弟は2人が多く、次いで1人

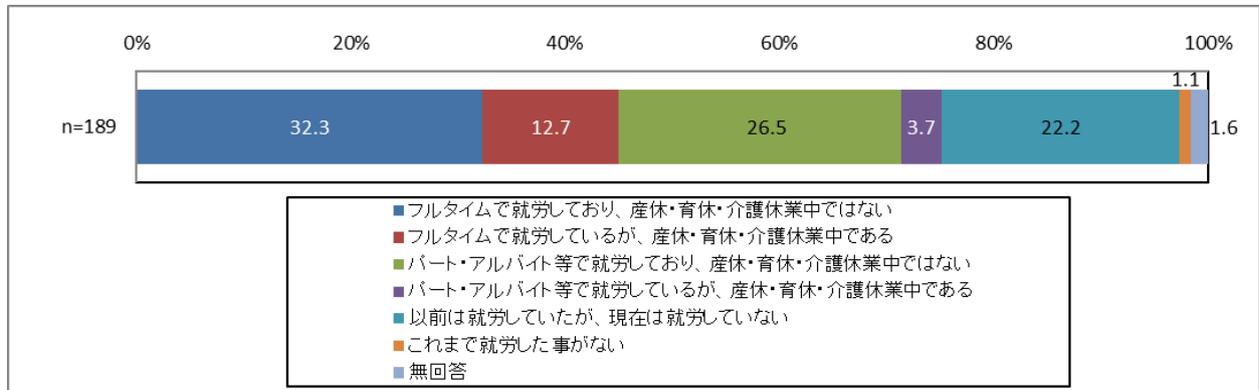
「2人」が38.6%で最も多く、次いで「1人」37.6%、「3人」13.2%の順となっています。



●母親の就労状況は、約7割

母親の就労状況は、「フルタイム（産休等含）」45%、「パートタイム」30.2%となっています。

前回第2期計画策定に伴うアンケート調査結果と今回第3期計画策定に伴うアンケート調査結果の比較では、フルタイムで就労する母親が増加していることが顕著にみられ、このことから保育を必要とする世帯が増えていることが推測されます。

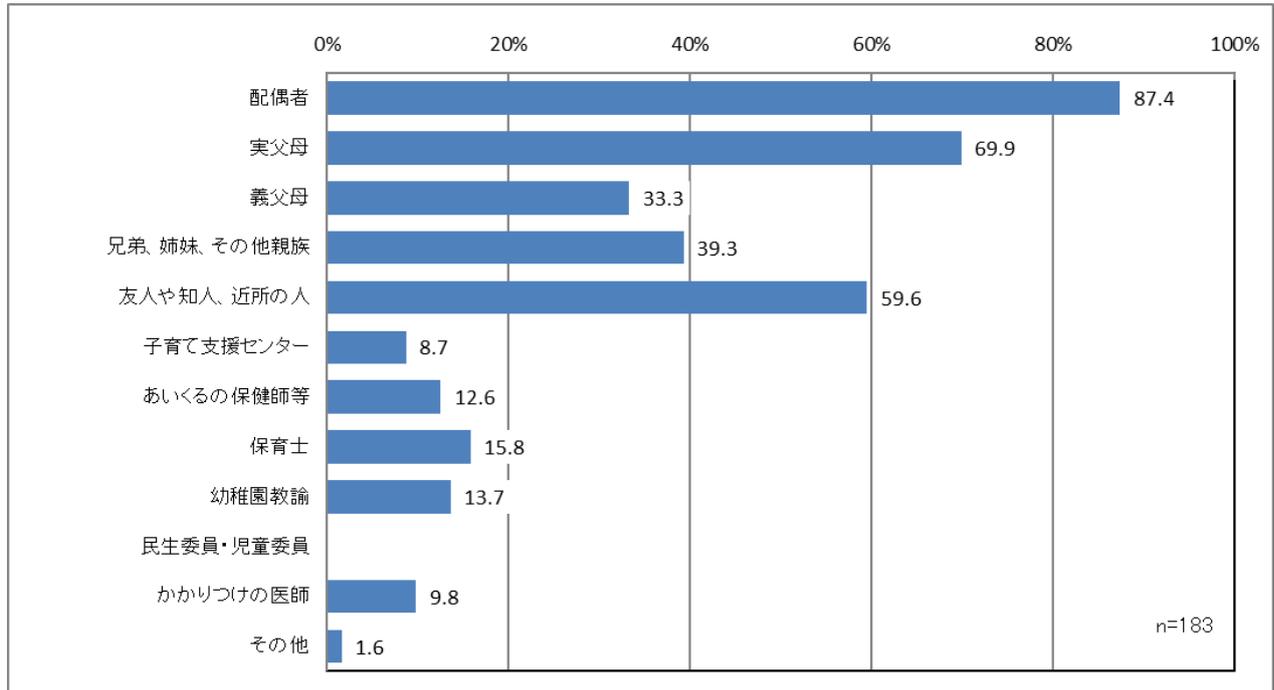


計画策定に伴うアンケート調査結果の比較

	前回計画策定時	今回計画策定時	増減
①フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	26.5%	32.3%	+5.8%
②フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	2.7%	12.7%	+10%
① + ②フルタイムで就労している	29.2%	45.0%	+15.8%
③パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	30.1%	26.5%	-3.6%
④パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	2.7%	3.7%	+1.0%
③ + ④パート・アルバイト等で就労している	32.8%	30.2%	-2.6%

●気軽に相談できる人は、配偶者が多く、次いで実父母（複数回答あり）

気軽に相談できる人は、「配偶者」87.4%、次いで「実父母」69.9%となっています。

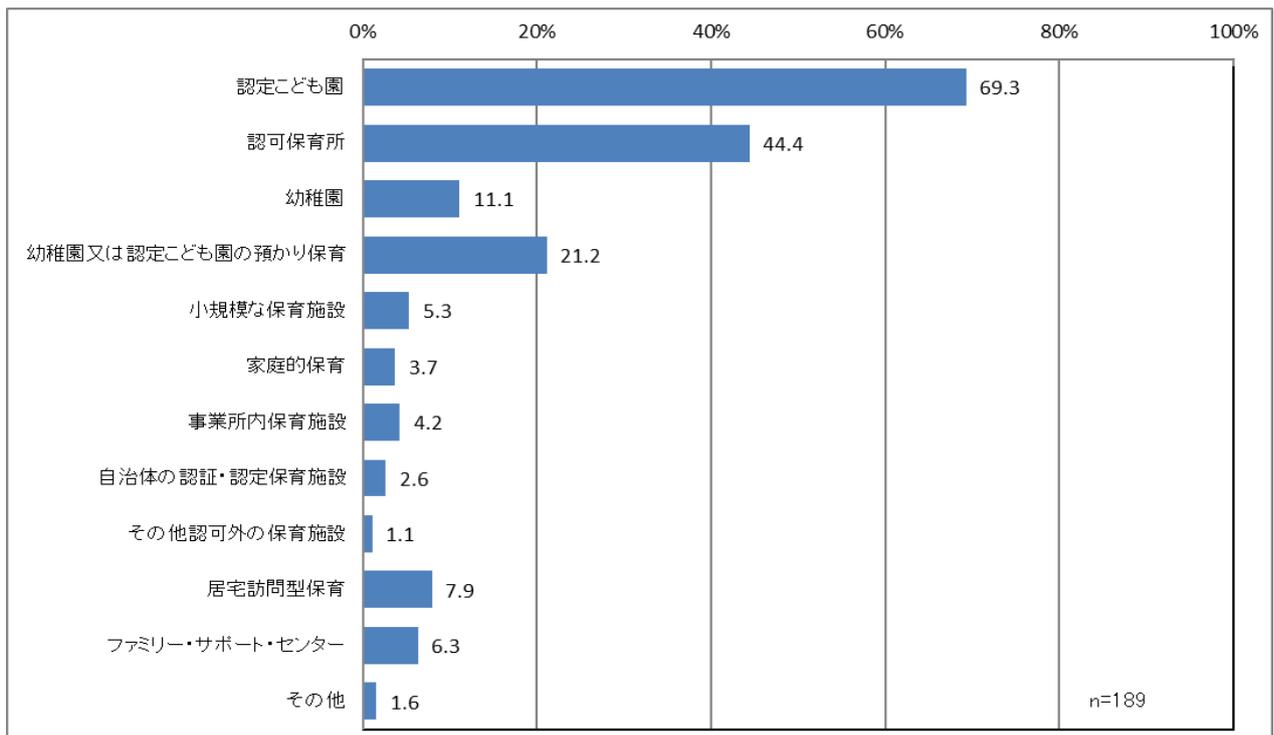


●平日利用している施設は、認定こども園が多く、次いで認可保育所（複数回答あり）

平日利用している施設は、「認定こども園」59.2%、「認可保育所」32.2%となっています。

●平日定期的にご利用したい事業は、認定こども園が1位、次いで認可保育所（複数回答あり）

「認定こども園」が69.3%で最も多く、次いで「認可保育所」44.4%となっています。



●平日教育・保育サービスを利用する方で、こどもが病気の際の対応について

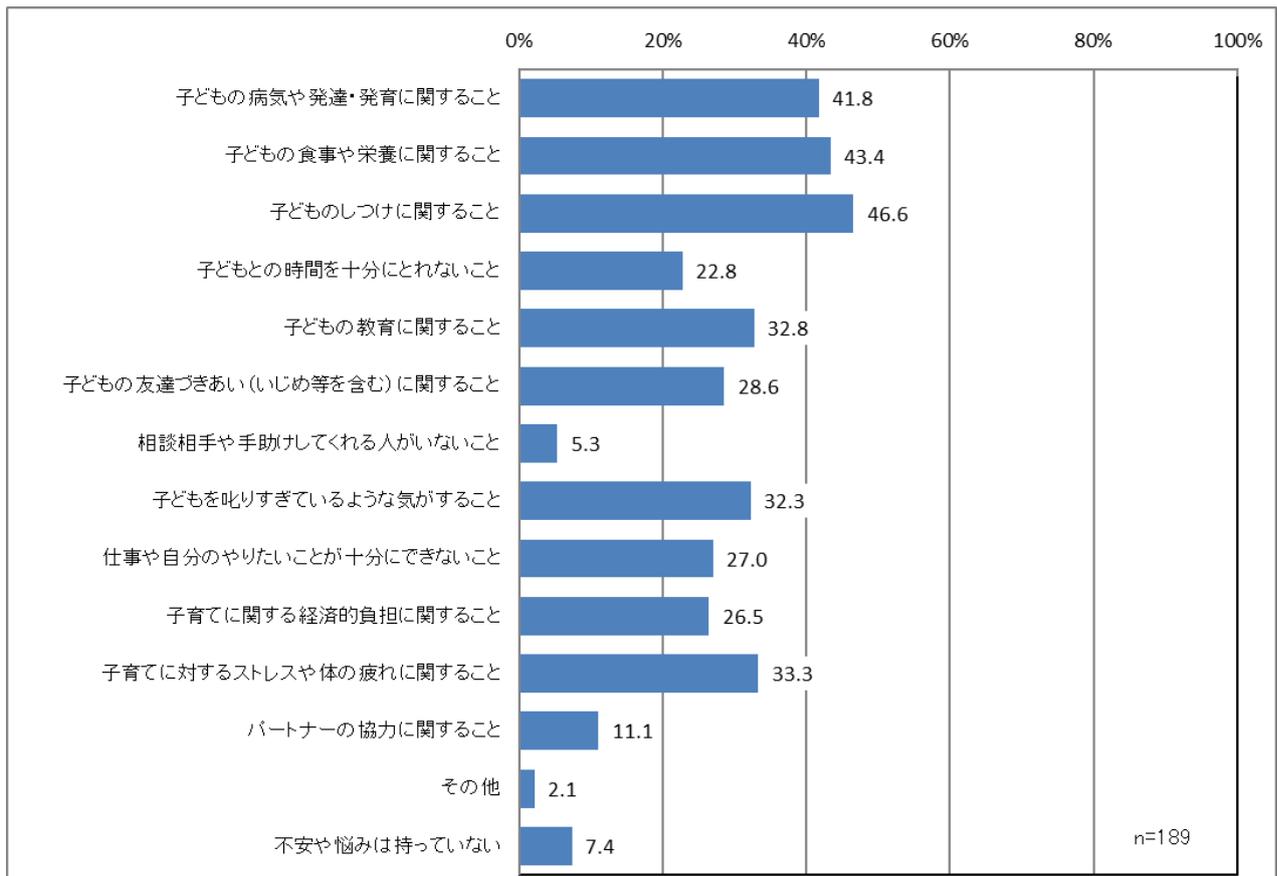
子どもの病気やケガで普段利用している教育・保育サービスを利用できなかった時の対応として、「親が休んだ」が一番多い回答でした。その方々の半数が「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と回答しており、その中の85.7%の方が「小児科に併設した施設で子どもを保育するサービスを利用したい」との回答でした。

●一時預かり等の利用について

就労等の定期的な理由ではなく、「私用や親の通院、不定期の就労等の目的で子どもを預けるサービスを利用したい」と39.7%の方が回答しており、理由としては、「私用（買い物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が72.0%で最も多く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」50.7%、「不定期の就労」29.3%の順となっています。

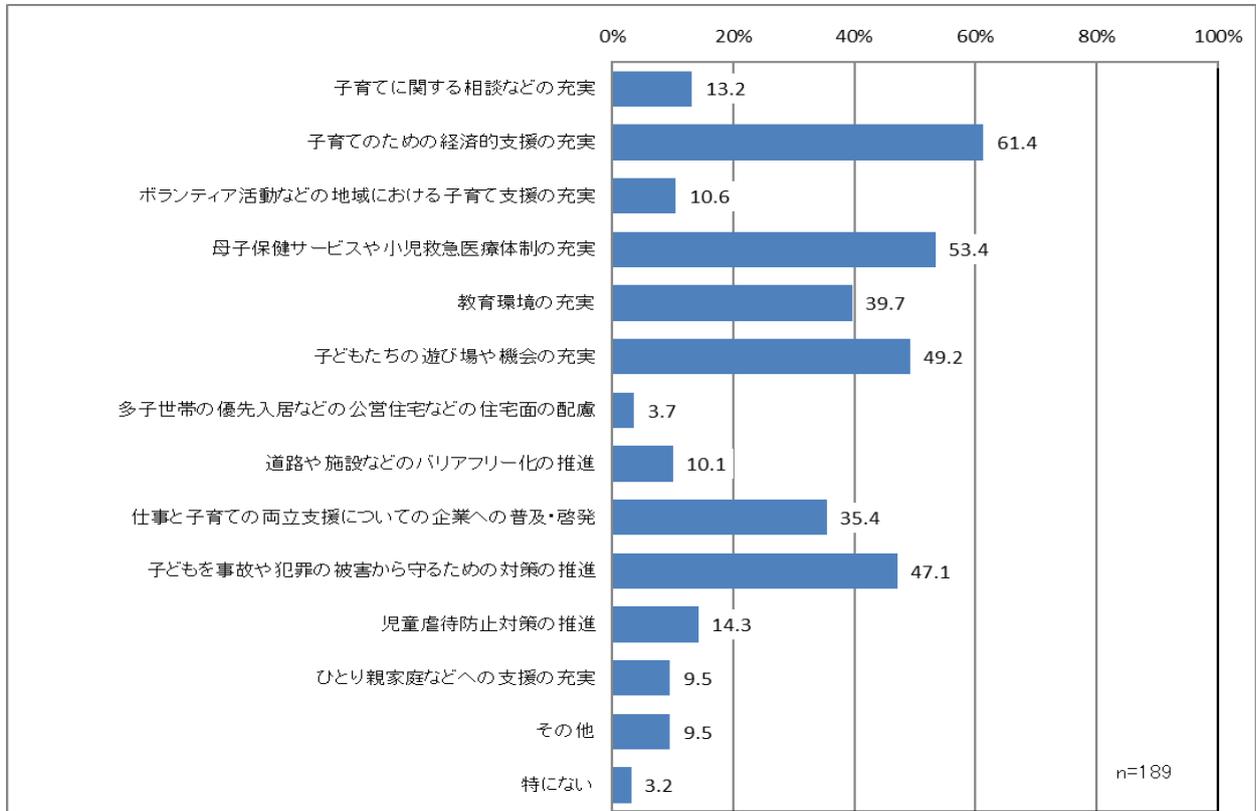
●子育てをする上での不安や悩みについて

「子どものしつけに関すること」が46.6%で最も多く、次いで「子どもの食事や栄養に関すること」43.4%、「子どもの病気や発達・発育に関すること」41.8%の順となっています。



●子育てのために充実してほしいことについて (複数回答)

「子育てのための経済的支援の充実」が61.4%で最も多く、次いで「母子保健サービスや小児救急医療体制の充実」53.4%、「子どもたちの遊び場や機会の充実」49.2%となっています。



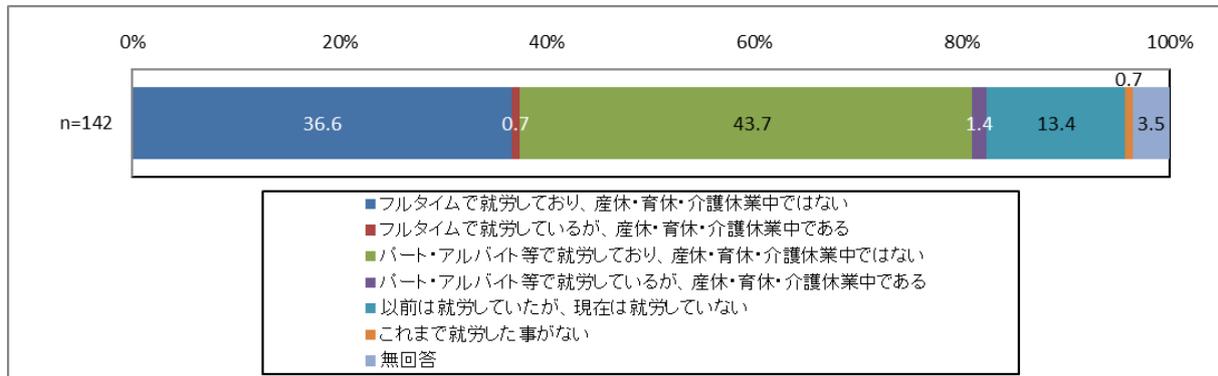
●経済的理由で子どもの必要なものが買えないことが、「よくあった」「ときどきあった」が約1割

「過去1年間で経済的理由により子の必要なものが買えないことがあったか」という設問に対して、「よくあった」3.7%、「ときどきあった」9.0%となっています。そのうち、「新しい衣服や靴を買うのを控えた」39.7%、「趣味やレジャーの出費を減らした」36.0%の順となっています。

小学生児童調査

●母親の就労状況は、約7割

母親の就労状況は、「フルタイム」37.3%、「パートタイム」45.1%となっています。

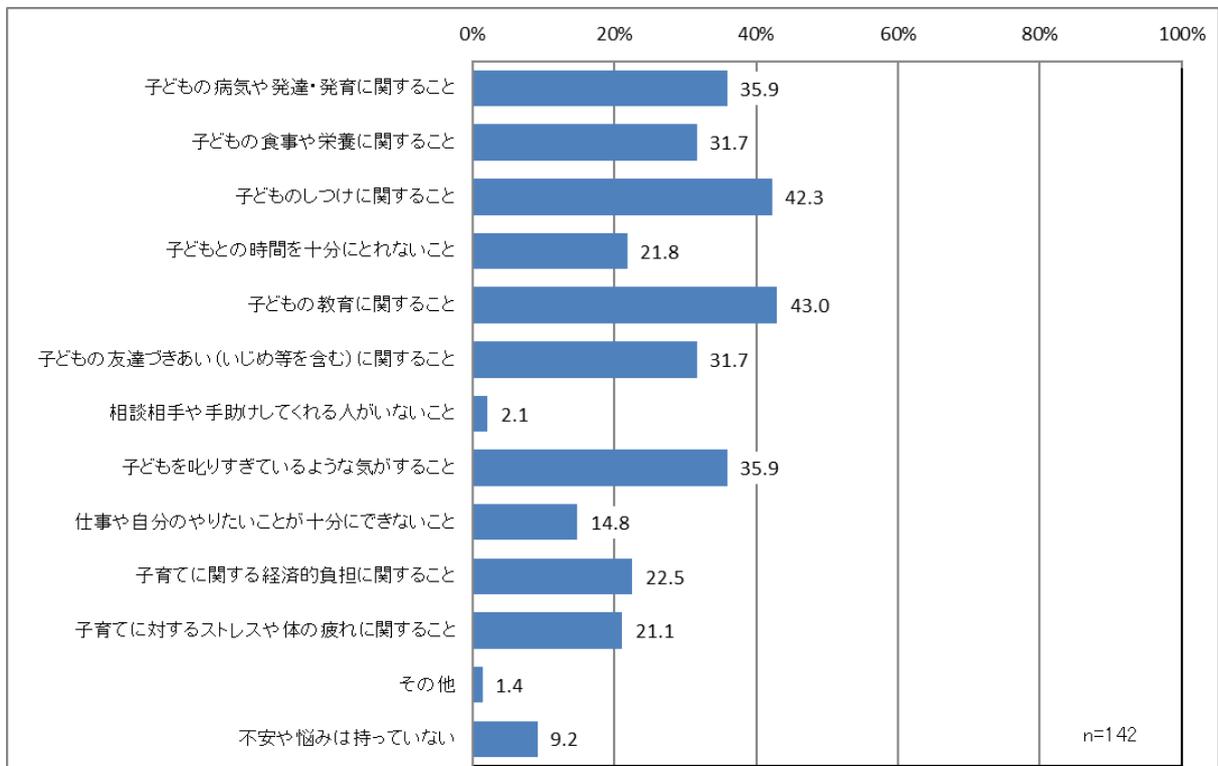


●学童保育の利用は、2割超

学童保育の利用は20.4%となっており、今後の利用希望としては、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」15.5%、「高学年（4～6年生）になっても利用したい」4.2%となっています。

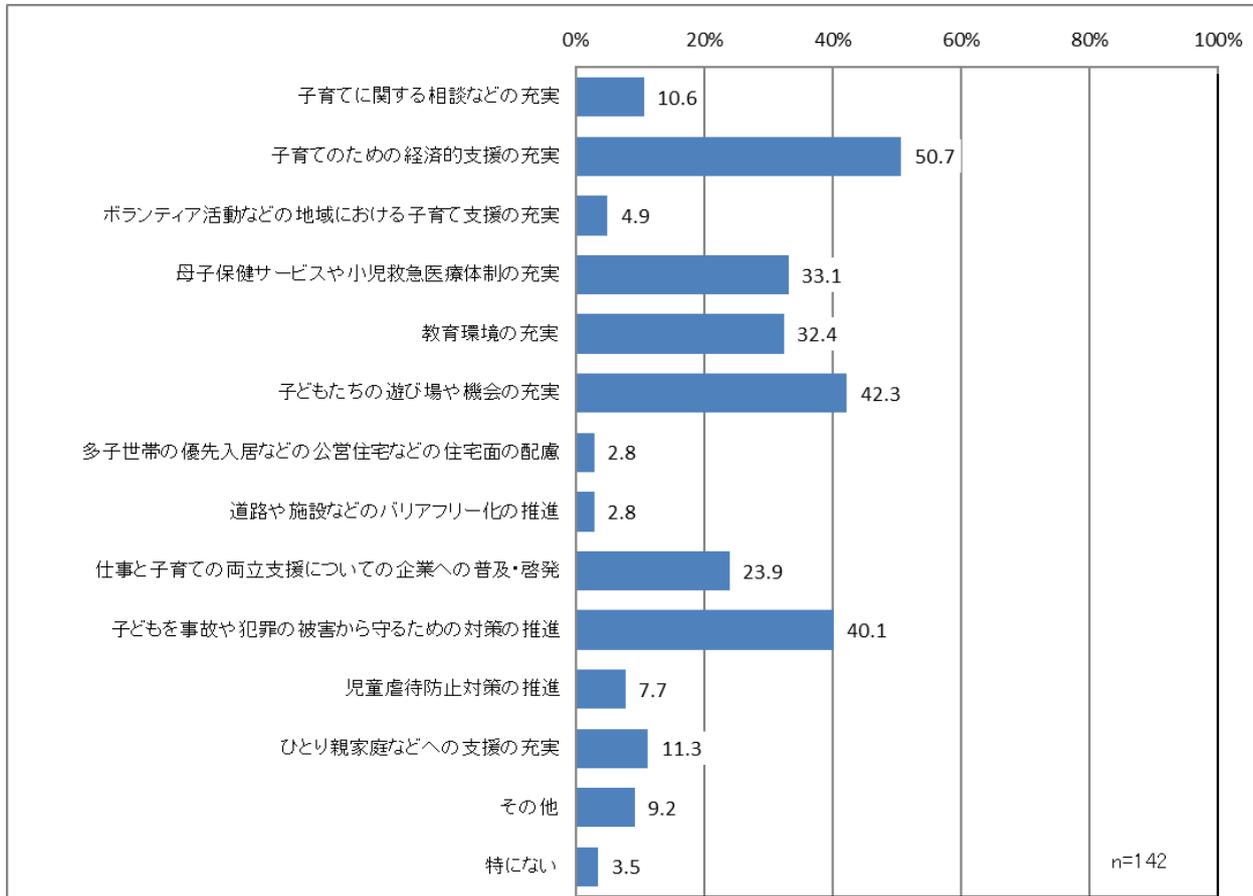
●子育てをする上での不安や悩みについて

「子どもの教育に関すること」が43.0%で最も多く、次いで「子どものしつけに関すること」42.3%、「子どもの病気や発達・発育に関すること」「子どもを叱りすぎているような気がする」と35.9%の順となっています。



●子育てのために充実してほしいことについて (複数回答)

「子育てのための経済的支援の充実」が50.7%で最も多く、次いで「子どもたちの遊び場や機会の充実」42.3%、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」40.1%となっています。



●経済的理由で子の必要なものが買えないことが、「よくあった」「ときどきあった」が約1割

過去1年間で経済的理由により子の必要なものが買えないことがあったかで、「よくあった」1.4%、「ときどきあった」11.3%となっています。そのうち「趣味やレジャーの出費を減らした」37.3%、「新しい衣服や靴を買うのを控えた」35.9%の順となっています。

アンケート調査 自由意見 まとめ

保育施設について		就学前児童	小学生
保育施設の確保・充実		14	3
朝の開園時間が早くなるとよい		2	
資質の向上		2	
兄弟で入園することでの待遇を受けたい		1	
入所の仕組みが難しいのでわかりやすくなるとよい		1	
幼稚園の長期休み期間中に対応してほしい		1	

子どもが病気のときの対応について		就学前児童	小学生
病児保育の充実		9	4
小児医療の充実		6	1

情報や相談について		就学前児童	小学生
専門職による相談・対応の希望		7	1
発達障害への周囲の理解やサポートがほしい			6
親同士の交流の場がほしい			4
教育機関に関する一覧があるとよい		2	
教育相談の場がほしい			1
相談がしやすい場所がほしい		1	

子どもの預かりについて		就学前児童	小学生
子どもを短時間預かってくれる場所がほしい		5	2
ファミリー・サポート・センターの充実		3	
ファミリー・サポート・センターの料金を見直してほしい		2	1
突発的に預けられる場所がほしい		2	1
一時預かりの利用可能な年齢の拡充		1	1
子どもが体調が悪い時やベビーシッター等の訪問型サービスがあるとよい		2	
一時預かりの充実		1	
一時預かりの利用料金を見直してほしい			1
一時預かり利用方法をもっと簡単にしてほしい		1	
親が出勤後の朝の時間に預かってくれる場所がほしい		1	
日曜日や夜間に預かってくれる場所がほしい		1	

経済的支援について		就学前児童	小学生
金銭的な支援		5	5
生活応援チケットをまたやってほしい		3	1
高校通学費助成金の拡充		1	2
塾代の補助をしてほしい		1	1
0~2歳児の保育料無償化		1	
幼稚園の兄弟割		1	
給食費の無償化			1

教育について		就学前児童	小学生
	急に休校になった時の子どもの居場所に困る		4
	学習内容の充実	1	2
	習い事の充実	2	1
	制服やスキー用品などリサイクルの場がほしい	1	1
	学習場所の充実	1	
	学用品の支給	1	
	公設塾利用学年の拡充		1
	習い事の情報ほしい		1
交通手段について		就学前児童	小学生
	あいる一との拡充	2	5
	高校通学での負担軽減	2	3
	バスの便の充実		1
子どものあそび場や集い・交流について		就学前児童	小学生
	公園を整備してほしい	1	2
	子どもが遊べる施設や場所がほしい	1	1
	子ども同士で交流できる環境や場所がほしい	1	2
	子ども向け行事の拡充	2	
	児童館の整備		2
	世代を超えた交流の場がほしい	1	
	長期休み期間中に過ごせる場所がほしい		1
	図書室の充実		1
	はれっばが町民にとって利用しやすくなるとよい	1	
商業施設について		就学前児童	小学生
	買い物できる場所を増やしてほしい	4	1
放課後児童クラブ（学童保育）について		就学前児童	小学生
	利用人数の拡大	1	1
	資質の向上	2	
	長期休みの給食があると便利	1	
道について		就学前児童	小学生
	安全な通学路の確保	2	1
	遊歩道の除雪をしてほしい	1	1
	歩道の修繕	1	
おむつのごみについて		就学前児童	小学生
	袋を大きくしてほしい	2	
	無料化またはゴミ袋の配布をしてほしい	1	
	収集日が増えるとよい	1	
	ゴミステーションをダストボックスにしてほしい	1	
子育て支援センターについて		就学前児童	小学生
	子育て支援センターの充実	1	1
子育て支援米		就学前児童	小学生
	米農家は他の物を希望します		2
	高校生も支給対象にしてほしい		1
その他意見		就学前児童	小学生
	健診日程や学校行事を早く知りたい	2	
	丁寧な除排雪を行ってほしい	1	
	乳幼児健診を土日開催してほしい	1	
	子育てと介護のダブルケアに対する支援の充実	1	

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもは、将来の南幌町を担う大切な宝であり、子どもの幸せは町民みんなの願いです。

子ども・子育て支援法が基本とする「子どもの最善の利益」が実現されるまちを目指すことは、町の施策を考える上で優先されるべきテーマであり、時代に合った子育て家庭の要請に応えながら本町に相応しい子育て施策を展開して、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

一人一人の子どもが健やかに育つまち南幌

2 基本的視点

基本理念を推進するため、次の3点を留意すべき事項と捉え、基本的視点として位置づけます。

■ 基本的視点1 幼児期の教育・保育を安定して提供します

「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」との考え方を基本に、人間形成の基盤となる幼児の教育や保育の環境づくりを、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの個性を尊重しながら、安定して提供することを目指します。

■ 基本的視点2 地域のニーズに沿った子ども・子育て支援事業を目指します

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育・地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を目指します。また、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する不安、孤立感を和らげることを通じて、子育てをしている人が充実感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができると支援を目指します。

■ 基本的視点3 切れ目のない子育て支援を進めます

子育ての基本は家庭にあるものの、子どもは地域社会に根ざして生活しており、周囲の人々や環境などから様々な影響を受けています。孤独に陥りがちな子育て家庭の支援を行ったり、親の目の届かないところで代りに子どもを見守ることや、子どもや子育て家庭が安心して生活できる安全な住環境を整備するなど、地域社会が子どもや子育て家庭に果たす役割も生じてきます。

社会の様々な分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、それぞれが協働して一人一人の子どもが健やかに育つ環境を確保することを目指します。

3 基本目標

子ども・子育て支援法第 60 条の「基本指針」及び次世代育成支援対策推進法第 8 条の「市町村行動計画策定指針」を踏まえ、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」からの継続に、本町の将来を見据えた施策展望を加えて、9つの基本目標を定めます。

4 施策の体系

基本理念	基本的視点	基本目標
一人一人の子どもが健やかに育つまち南幌	1 幼児期の教育・保育を安定して提供します 2 地域のニーズに沿った子ども・子育て支援事業を目指します 3 切れ目のない子育て支援を進めます	1 子どもの健やかな成長に資する環境づくり (1) 遊び環境の整備 (2) 教育環境等の整備
		2 次世代の親の育成 (1) 思春期保健対策
		3 家庭への子育て支援 (1) 仲間づくり、情報提供、相談体制の充実 (2) 家庭への子育て教育・発達相談の充実 (3) 保育サービスの充実
		4 親と子どもの健康増進 (1) 母子保健事業等の推進 (2) 食育の推進 (3) 地域医療体制の推進
		5 ワーク・ライフ・バランスの推進 (1) 多様な働き方の実現 (2) 仕事と子育ての両立
		6 子ども・子育て世帯への支援 (1) ひとり親家庭への支援 (2) 障がい児施策の充実
		7 地域における子育て支援 (1) 子育て支援ネットワークの充実 (2) 児童虐待の防止と早期対応体制の整備
		8 子育てを支援する生活環境づくり (1) ゆとりある住環境の確保 (2) 快適な地域環境の確保
		9 子どもを守る安全なまちづくり (1) 犯罪等の被害から守るための活動の推進 (2) 交通安全を確保するための活動の推進

第4章 量の見込みと提供体制の確保等

1 将来の子どもの人口

将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所が、令和2年の国勢調査を基に人口推計を実施した結果に対して、近年の子育て世帯の移住等による社会増といった現状を踏まえ推計している「南幌町創生総合戦略」で用いている人口ビジョンに準じたものです。

(1) 将来児童数

住民基本台帳による本町の総人口は令和4年度から増加に転じています。令和4年度から令和5年度そして令和6年度にかけての子どもの数は、近年稀に見ない増加となりました。

今後の子ども人口の推移としては、令和4年度以降の子育て世帯の移住による増加を反映したものと、計画期間内においても、子ども人口は増えていく推計としています。

年齢	実績値	推計値				
	令和6年度 2024	令和7年度 2025	令和8年度 2026	令和9年度 2027	令和10年度 2028	令和11年度 2029
0歳	55	55	55	55	55	55
1歳	53	66	63	69	68	66
2歳	70	65	72	72	79	78
3歳	75	80	71	79	81	81
4歳	68	82	86	75	83	82
5歳	79	80	87	90	78	85
就学前計	400	428	434	440	444	447
6歳	61	83	82	88	91	79
7歳	56	68	85	83	89	92
8歳	69	58	70	86	84	90
9歳	56	70	61	71	87	85
10歳	56	58	71	62	72	88
11歳	43	57	59	72	63	73
小学生計	341	394	428	462	486	507

2 教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出

国が示す基本指針に即して、令和5年度に実施したアンケート調査の結果をもとに、『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 Ver. 2）』（令和6年10月こども家庭庁）に準じて、幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計を行いました。

3 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して設定されるもので、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すこととされています。南幌町では、町全体を1つの教育・保育提供区域として設定し、地域のニーズに応じたサービスの提供を推進します。

4 子どものための教育・保育給付

(1) 教育・保育の現状と今後の確保方策について

※以下、年度ごと 単位は人 各年度4月1日現在

① 教育・保育施設（認定こども園・保育所）の定員と利用児童数の状況

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定 こども園	認可定員	222	225	225	225	225
	利用児童数	154	147	167	182	245
	うち町内	91	91	111	136	198
保育所	認可定員	70	70	70	70	70
	利用児童数	77	78	79	87	98

■量の見込みと確保方策

認定こども園・保育所の利用状況は、子育て世代の転入による子どもの増加や共働き家庭の増加により保育を必要とする家庭は増え、第2期計画の量の見込みや確保方策を上回る実績となっています。町内2つの教育・保育施設の協力で、定員の弾力化（定員以上の受入れ）による保育を行っていますが、年齢によっては年度途中の入所希望に添えない場合もあります。

また、教育・保育現場においては、保育士確保や保育を行う建物の大きさや施設の老朽化といった問題を抱えています。

以上のことより、現在の定員や保育施設では保育の希望に応じきれない課題があります。将来の少子化を見据えながら、保育需要に応えるための確保方策として、令和9年度からの開設を目指し民間の新設園整備の支援を行います。町内で認定こども園を営む学校法人が、現在の園舎を将来は統合する方向性で、幼保連携型認定こども園の建設を計画しています。

新設園の整備により、町内には、認定こども園が2か所と保育所が1か所となります。認定こども園の現園舎は、市街地から少し外れ、また、ハザードマップ上大雨の災害時には浸水の可能性がある地域にあります。将来は市街地に新設する園舎に認定こども園の教育・保育を統合することで、災害に備え保育の安全を図ることにもつながります。まちづくりとしても、保育園、認定こども園、子ども室内遊戯施設はれば、中央公園といった子育てゾーンとして、子どもたちの元気な声が響き渡る活気のある場所を目指します。

- ② 地域型保育事業（小規模型保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業など）
地域型保育施設は設置していません。

(2) 認定区分ごとの量の見込みと確保方策

- ① 1号認定（満3歳以上で教育を希望する認定こども園での教育標準時間の利用）

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	84	79	66	59	57
	確保方策	180	180	180	180	180
実績		75	67	73	95	116

■量の見込みと確保方策

十分な量は確保されますが、就学前児童数は増加がみられるため推移を注視します。

項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	123	126	128	130	132
確保方策②	175	175	150	150	150
過不足②-①	52	49	22	20	18

- ② 2号認定（保育所、認定こども園での保育標準時間、保育短時間の利用）

「2号認定」は、『満3歳以上で「保育が必要な事由」に該当し、保育を希望する子ども』を表します。南幌いちい保育園および認定こども園南幌みどり野幼稚園が利用できます。子育て世帯の転入により確保方策を上回る実績となっています。

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	45	38	34	31	32
	確保方策	73	73	73	73	73
	保育所	43	43	43	43	43
	認定こども園	30	30	30	30	30
実 績	計	55	58	67	77	96
	保育所	48	43	46	50	57
	認定こども園	7	15	21	27	39

■量の見込みと確保方策

項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	118	124	128	130	132
保育所	62	62	62	62	62
認定こども園	55	62	66	68	70
確保方策②	118	124	128	130	132
保育所	57	57	57	57	57
認定こども園	61	67	71	73	75
過不足②-①	0	0	0	0	0

- ③ 3号認定（保育所、認定こども園・地域型保事業での保育標準時間、保育短時間の利用）
「3号認定」は、『満3歳未満で「保育が必要な事由」に該当し、保育を希望する子ども』
を表します。確保方策を上回る実績となっており、保育希望者が増えてきています。

3号認定（1・2歳）

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	30	30	30	30	30
	確保方策	33	33	33	33	33
	保育所	21	21	21	21	21
	認定こども園	12	12	12	12	12
実 績	計	30	40	43	51	74
	保育所	22	31	26	32	33
	認定こども園	8	9	17	19	41

3号認定（0歳）

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	9	9	8	8	8
	確保方策	9	9	9	9	9
	保育所	6	6	6	6	6
	認定こども園	3	3	3	3	3
実 績	計	7	4	7	5	8
	保育所	7	4	7	5	8
	認定こども園	0	0	0	0	0

■量の見込みと確保方策

3号認定（2歳）

項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	40	45	47	49	50
保育所	20	22	22	22	22
認定こども園	20	23	25	27	28
確保方策②	38	45	47	49	50
保育所	17	17	17	17	17
認定こども園	21	28	30	32	33
過不足②-①	△2	0	0	0	0

3号認定（1歳）

項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	38	43	46	48	50
保育所	18	18	18	18	18
認定こども園	20	25	28	30	32
確保方策②	37	43	46	48	50
保育所	15	15	15	15	15
認定こども園	22	28	31	33	35
過不足②-①	△1	0	0	0	0

3号認定（0歳）

項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	14	15	16	17	18
保育所	13	13	13	13	13
認定こども園	1	2	3	4	5
確保方策②	11	15	16	17	18
保育所	9	9	9	9	9
認定こども園	2	6	7	8	9
過不足②-①	△3	0	0	0	0

(3) 保育の必要性の認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号で保育を必要とする認定を受ける子ども）にあたっては、次の点について基準を定めます。

事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労 ②就労以外 保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等
保育時間の区分	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用（1日当たり11時間まで） ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用（1日当たり8時間まで） ※本町では、1か月当たりの就労時間の下限を次のとおりとします。 48時間以上（週3日以上、1日4時間以上）と設定。
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのある家庭など、国の基準どおりとします。

5 子育てのための施設等利用給付

(1) 子育てのための施設等利用給付の概要について

教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援給付の中に創設された、子育てのための施設等利用給付制度により、教育・保育給付の対象外である幼稚園等を利用する保育の必要がある子どもが利用できます。これらの施設等を利用する子どもについては、次の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて給付が行われます。

認定区分	支給に係る施設・事業
【新1号認定子ども】 満3歳以上で、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	幼稚園、特別支援学校等
【新2号認定子ども】 満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した、保護者の労働や病気など「保育の必要な事由」に該当するもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
【新3号認定子ども】 満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある、保護者の労働や病気など「保育の必要な事由」に該当し、住民税非課税世帯のもの	（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

(2) 施設等利用の現状と今後の確保方策について

詳細はP35⑧ 預かり保育事業に記載します。

6 地域子ども・子育て支援事業

※以下、単位「人回」は月当たり延べ利用回数、「人日」は、年間延べ人数を表します。

① 利用者支援事業 こども家庭センター型・妊婦等包括相談支援事業型

子育て家庭や妊産婦に、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

保健福祉総合センターあいくる（保健福祉課）内において、子育て世代包括支援センターとして設置していましたが、令和6年度からは、母子保健と児童福祉の相談支援機能を組織として一体的に運営する「こども家庭センター」として設置し事業を行っています。

■量の見込みと確保方策

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援を継続します。

講 目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

② 地域子育て支援拠点事業 地域子育て支援センター

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設するほか、地域における子育て支援拠点として、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行います。

南幌いちい保育園への事業委託により、専任の保育士が、支援センター内や園庭を開放した自由遊びの他、季節行事・座談会やふれあい遊びなど多種多様なプログラムを設け子育て支援を行っています。

項 目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	人日	185	190	194	194	194
		人回	2,220	2,280	2,328	2,328	2,328
	確保方策	人日	185	190	194	194	194
		人回	2,220	2,280	2,328	2,328	2,328
実績		人日	205	159	179	236	
		人回	1,949	1,169	1,553	2,274	

■量の見込みと確保方策

これまで同様に引き続き保育園に委託して、地域子育て支援拠点事業を実施します。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	人回	250	260	270	280	290
	人日	2,500	2,500	2,550	2,600	2,650
	箇所	1	1	1	1	1
確保方策 ②	人回	250	260	270	280	290
	人日	2,500	2,500	2,550	2,600	2,650
	箇所	1	1	1	1	1
過不足②-①		0	0	0	0	0

③ 妊産婦健康診査

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、健康診査を行う事業です。

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	30	30	30	29	29
	確保方策	30	30	30	29	29
実績		31	34	28	51	

■量の見込みと確保方策

公費負担による実施体制を確保し、妊娠期における母子の健康保持を推進します。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	55	55	50	50	50
確保方策②		55	55	50	50	50
過不足②-①		0	0	0	0	0

④ 乳児家庭全戸訪問事業

保健師が、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	30	30	30	29	29
	確保方策	30	30	30	29	29
実績		32	26	30	38	

■量の見込みと確保

今後も全数訪問により、乳児の発達状況、産婦の心身の健康状況等の確認を行います。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	55	55	50	50	50
確保方策②		55	55	50	50	50
過不足②-①		0	0	0	0	0

⑤ 養育支援訪問事業等

養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等及び家事援助等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援する事業です。継続的な支援を必要とする家庭に対しては、保健師のほか専門職による相談や情報提供等を行って、健全な児の育成を促します。

項 目		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	人	10	10	10	10	10
	確保方策		10	10	10	10	10
実績			12	34	22	0	

■量の見込みと確保方策

項 目	単 位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	20	20	20	20	20
確保方策②		20	20	20	20	20
過不足②-①		0	0	0	0	0

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で保護を行う事業です。岩見沢市内の養護施設への委託により事業を実施します。

項 目		単 位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	人	10	10	10	10	10
	確保方策		30	30	30	30	30
実績			0	0	0	0	

■量の見込みと確保方策

様々な事情により養育が困難となる家庭は今後も増えていくことが予想されます。緊急時の対応にも備え協力機関の確保に今後も努め事業を実施します。

項 目	単 位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	10	10	10	10	10
確保方策②		10	10	10	10	10
過不足②-①		0	0	0	0	0

⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方（利用会員）と、援助を行うことを希望する方（提供会員）とが、相互に援助活動を行う場合の連絡、調整を行う事業です。

令和2年度からは、ひとり親家庭や低所得者等に助成を行い利用しやすい体制を整えました。昨今は、様々な理由での利用が増えてきています。（会員数は各年度末現在）

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提供会員数	人	16	20	22	24	
依頼会員数	人	39	39	49	67	
両方会員数	人	1	1	2	3	
延べ利用件数	回	66	6	65	157	
実利用数	人	8	1	9	16	
計 画	量の見込み	70	80	85	85	90
	確保方策	70	80	85	85	90
実績		66	6	65	157	

■量の見込みと確保方策

事業を継続するとともに、安心して預け、預かる体制づくりのため、交流会の実施や資質の向上のための研修等を実施します。

利用に関しての理由や希望時間も多様化しているため、提供会員の増加及び希望に対応できる提供体制を整えていくよう努めます。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	80	80	85	85	85
確保方策②		80	80	85	85	85
過不足②-①		0	0	0	0	0

⑧ 預かり保育事業

認定こども園で教育標準時間を利用する子どもを対象として実施する事業です。認定こども園南幌みどり野幼稚園において定員 45 人で実施しています。令和6年10月の認定者数は67名です。

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計 画	量の見込み	8,584	8,584	8,584	8,584	8,584
	確保方策	11,855	11,855	11,855	11,855	11,855
実績		3,610	3,645	4,239	5,469	

■量の見込みと確保方策

引き続き、認定こども園南幌みどり野幼稚園で実施します。定員を50人とします。就労する方が増えてきており利用者数は今後も増えていくものと考えます。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	9,538	9,538	9,538	9,538	9,538
確保方策②		12,530	12,530	12,530	12,530	12,530
過不足②-①		2,992	2,992	2,992	2,992	2,992

※ 確保方策の利用数は、私立認定こども園の定員の最大可能数を設定しています。

(12,530=平日50人×199日=9,950、長期休み50人×42日=2,100、土・振替10人×48日=480)

⑨ 一時預かり事業

保護者の疾病や冠婚葬祭、育児疲れなど様々な理由から、一時的に家庭での保育が困難になった乳幼児を預かる事業です。現在は、南幌いちい保育園において、定員 10 人で 1 歳以上の児から対応しています。

項 目		単 位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計 画	量の見込み	人日	700	700	700	700	700
	確保方策		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
実績	350		329	208	515		

■量の見込みと確保方策

今後も南幌いちい保育園において事業を実施します。しかし、利用希望が増えていることから、計画期間中において、希望に対応できる方策について検討を進めます。

確保方策は、「1日の定員数」に 300 日（年間平均開所日数）を乗じて設定しています。

項 目	単 位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み①	人日	700	700	700	700	700
確保方策②		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
過不足②-①		2,300	2,300	2,300	2,300	2,300

⑩ 延長保育事業

南幌いちい保育園において、通常の開所時間（11 時間）を超える保育（30 分）を実施しています。

項 目		単 位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計 画	量の見込み	人	20	20	20	20	20
	確保方策		20	20	20	20	20
実績	9		21	20	40		

■量の見込みと確保方策

保育所での実施を継続し、時間外勤務など保護者の就労に伴うニーズに対応します。

項 目	単 位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み①	人	60	60	60	60	60
確保方策②		60	60	60	60	60
過不足②-①		0	0	0	0	0

⑪ 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院に付設された専用スペースにおいて、看護師や保育士が一時的に預かる事業をいいます。令和3年度より町立南幌病院に事業委託の上行っています。

項目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	人日	-	205	213	205	208
	確保方策		-	720	720	720	720
実績			-	8	3	6	

■量の見込みと確保方策

町立病院での実施を継続し、子どもが体調不良時も安心して働くことができる環境づくりに努めます。確保方策の240日は、年間平均開所日数としています。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	117	127	131	133	133
確保方策②		240	240	240	240	240
過不足②-①		123	113	109	107	107

⑫ 学童保育事業（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

平成25年度から南幌小学校の余裕教室（2教室）を利用して1箇所を実施し、定員は60人です。平成27年度からは対象学年を6年生まで引き上げて実施しています。

令和3年度以降、利用希望者が定員数を超える登録となっています。しかし、1日平均利用数が定員数を上回っていないため、現状のまま保育を行っていました。

項目		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	人	50	50	50	49	46
	定員数	人	60	60	60	60	60
実績	登録数	人	55	72	70	89	102
	1年	人	22	22	22	30	36
	2年		19	25	19	29	26
	3年		10	12	20	15	25
	4年		2	11	3	7	8
	5年		2	1	6	7	5
	6年		0	1	0	1	2
	計		人	55	72	70	89
	1日平均利用数	人	25	27	27	36	

■量の見込みと確保方策

就学児童数の増加により、学校内の教室で行っていた学童保育について、実施場所の移転を含め検討が必要です。また、利用者は増加の一途であり、当町の課題である就労家庭への保育実施は、学童保育においても確保が必要です。確保方策として、民間が新設する認定こども園内に学童保育室の整備支援を行うことから、就学前後における子どもたちが慣れ親しんだ園舎で一体的に保育を行えるよう支援します。学校からの下校時の距離や徒歩での安全性、また、教育・保育施設から小学校へと進学し過ごす放課後を、慣れ親しんだ園舎に帰ってくるができることは、小1の壁と呼ばれる不安要素を抱える子どもにとっても、保護者にとっても、安心となりえると考えます。

また、学童児童においても保育士確保同様に指導員の確保が課題となっています。将来、学童保育の継続を担保することや保育の質の確保を行うため、学童保育の運営に民間活力を導入していくことを協議します。

項 目		単 位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み	1年	人	43	40	47	48	47
	2年		37	45	42	45	42
	3年		25	29	40	38	42
	4年		8	9	9	10	11
	5年		6	8	7	8	9
	6年		3	3	4	3	3
	計 ①	人	122	134	149	152	154
確保 方 策	受入可能人数 ②	人	122	134	149	152	154
	定員数		60	60	105	105	105
過不足数 (②-①)		人	0	0	0	0	0

⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、通園費、行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

⑭ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【新規事業】

⑮ 子育て世帯訪問支援事業

ホームヘルパー等の訪問支援員が、家事や育児に対して不安や負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家事支援を実施する事業です。

■量の見込みと確保方策

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	140	140	140	140	140
確保方策②		140	140	140	140	140
過不足②-①		0	0	0	0	0

⑯ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等の支援を行う事業です。事業実施に向けて、教育委員会など関係機関と連携を図ります。

■量の見込みと確保方策

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	-	-	5	5	5
確保方策②		-	-	5	5	5
過不足②-①		-	-	0	0	0

⑰ 親子関係形成支援事業

子育てに悩みや不安を抱える保護者及びその児童に、講義やグループワーク等を通じて、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける親子間の適切な関係性の構築支援を行う事業です。町では、公認心理師による保護者と児童への個別の相談支援により関係性の構築支援を行います。

■量の見込みと確保方策

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人	20	20	20	20	20
確保方策②		20	20	20	20	20
過不足②-①		0	0	0	0	0

⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所や認定こども園に通っていない6か月～満3歳未満の子ども対象として、親の就労要件を問わず、月10時間までの利用可能な枠の中で、柔軟に利用できる新たな通園給付です。

■量の見込みと確保方策

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	0	360	360	360	360
確保方策②		0	360	360	360	360
過不足②-①		0	0	0	0	0

⑲ 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援を行う事業です。町では、当初アウトリーチ型のみ実施していましたが、令和6年度より実施体制を拡充し以下の3つのサービスを実施しています。

- (1)「宿泊型」・・・宿泊による休養の機会の提供等を町外助産院に事業委託で実施。
- (2)「デイサービス型」・・・日中、来所により休養の機会の提供等を町外助産院に事業委託で実施。
- (3)「アウトリーチ型」・・・町が雇用している助産師や町の保健師等が利用者の自宅に訪問して実施。

■量の見込みと確保方策

様々な事情により養育が困難となる家庭は今後増えていくことが予想されます。緊急時の対応に備え協力機関の確保に努め事業を実施します。令和6年度平均利用日数は20.9人日でした。

項目	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	人日	30	30	30	30	30
確保方策②		30	30	30	30	30
過不足②-①		0	0	0	0	0

第5章 目標の実現に向けた個別施策の展開

●基本目標1 子どもの健やかな成長に資する環境づくり

(1) 遊び環境の整備

(2) 教育環境等の整備

子ども一人一人の個性が尊重され、未来を担う子どもたちが夢をもち自ら思い描くことができるよう、人間形成の基礎となる遊びや教育の環境づくりを推進します。

遊び環境として、町では、天候を気にせず、いつでも安心して遊べる屋内の子どもの居場所として、子ども室内遊戯施設「はれっぱ」を令和5年5月にオープンしました。子どもと町民にとっての遊びの場・憩いの場であり、町内外から訪れる人々の交流の場となっています。「はれっぱ」のある中央公園は、季節の移ろいに合わせ遊びを楽しむ元気な子どもたちの様子をみることができます。

教育環境としては、「地域とともにある学校づくり」を目指し、家庭・地域・学校・行政が連携して支援協力を行うべく、コミュニティ・スクール(学校運営協議)を導入しています。学校経営方針や教育活動、学校の現状・課題などへの理解を求め、広く意見を聞くことで、子どもたちの健やかな成長を育んでいます。今後も、小学校・中学校そして教育委員会との連携を図ります。

●基本目標2 次世代の親の育成

(1) 思春期保健対策

次代を担う大人となるための資質や環境づくりを推進します。主な事業として、小学6年生と中学3年生で実施している「命のふれあい交流事業」があります。赤ちゃんの成り立ちの学習により、命の尊さを学ぶ機会となり、自分は大切な存在であることを理解し、いじめ予防や自己肯定感を高めることにつながります。小学校・中学校との連携・協力のもと今後も継続していきます。

●基本目標3 家庭への子育て支援

(1) 仲間づくり、情報提供、相談体制の充実

(2) 家庭への子育て教育・発達相談の充実

(3) 保育サービスの充実

少子化の進行や共働き家庭の増加などにより、子育て家庭の孤立や育児不安の増大、家庭での養育力の低下が問題化しています。子育ての仲間づくりや子育てに関する情報の提供、相談指導体制づくり、保育サービスの質・量の拡充などにより、子育て家庭への支援強化を目指します。

町では、令和6年4月1日に保健福祉課内に南幌町こども家庭センターを設置しました。このセンターは、妊娠期からのすべての妊産婦と子どもおよび子育て家庭を対象に、子育てに関する総合相談支援の窓口となります。保健・福祉に関する子どもの手続き、児童手当に関する手続き、保育所の入所に関すること、出産前後の利用可能なサービスなどについて、一つの窓口で相談にのります。今まで同様に関係機関の協力を得ながら、子育て世帯に寄り添った切れ目のない子育て支援を実施していきます。

子育て情報の発信については、子育て期のあらゆる情報を「なんぼろ子育てガイドブック」にまとめ、母子手帳交付時や転入手続時に配布しています。また、令和4年度からは、若い子育て支援世帯が馴染みやすいデジタル情報発信として、母子手帳アプリ「べびくる(母子モ)」を導入しています。妊産婦と子どもの健康データの記録・管理、予防接種のスケジュール管理、出産・育児のアドバイス、町の各種情報等、子育て世代を支援する便利なアプリで子育て情報を提供していきます。

保育サービスの充実として、幼児教育・保育等の質の確保及び向上についても、関係機関との連携の上進めます。町では、保育所・認定こども園と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、保育所・認定こども園の幼稚園教諭・保育士・保育教諭等と、小学校教師、教育委員会、保健福祉課の療育担当職員が定期的な会議で顔を合わせ、小学校への接続を意識した連携をとるよう努めています。このことで、所属を超えて就学前から就学へと支援の継続も行うことができ、連携・協力がとりやすい関係構築になっています。

また、課題である保育施設における保育士確保のために、令和4年度より、町独自に「保育士等就労支援事業」を行っています。保育施設に新たに採用された方及び継続して勤続されている方に対し、就労支援金を交付する事業です。新たに採用された際には就労祝い金を、採用3年目までの方には毎月保育士手当金を交付しています。他に、3年以上継続して就労された方には4年目に勤続祝金を交付しています。

令和5年度からは、町内の保育所及び認定こども園、学童保育に就労希望の方の登録を受け付ける保育士等人材バンク設置事業にも取り組んでいます。

●基本目標4 親と子どもの健康増進

- (1) 母子保健事業等の推進
- (2) 食育の推進
- (3) 地域医療体制の推進

安心して産み育てられ、親子が心身ともに健やかに生活できるよう、母子保健事業の充実や親子の健康保持・増進を目指します。

母子保健事業としては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を関係機関との連携のもと行います。妊婦等の身体的、精神的、経済的支援の実施の他、親と子どもの健康づくりが、胎児期より始まることを支援者も意識し、乳幼児健診受診や来所相談の際には、健康づくりに資する保健指導・健康相談を行います。

令和6年度からは経済的負担の軽減を図ることを目的に、医療保険適用の不妊治療と併用して実施された先進不妊治療に要する費用及び交通費の一部に対する費用助成を行っています。また、従来から実施している妊産婦健康診査費用助成事業に加え、産後1か月児への健康診査費用助成事業を行っています。

令和7年度からは、町独自の子育て支援策の一つとして、出産時にタクシーを利用する方への費用助成を行います。

食育の推進として、管理栄養士を中心に、食に対する正しい知識の普及のため、家庭や学校など様々な場において、食に関する知識を学び、生涯を通じて健全な食生活を営む能力を身に

つけられるよう支援します。「子育て支援米支給事業」や「学校における食育推進事業」等庁舎内はじめ関係機関や関係団体と連携の上事業を進めます。

地域医療体制については、身近な町立病院で、子どもの診療や予防接種を受けられることは、保護者にとって非常に心強いことと考えます。乳幼児健診の診察から、病気による体調不良時の診察まで、同じ医療機関で診察を受けられることは、保護者にとって相談のしやすさにつながるものと思われまます。今後も町立病院と連携を図り事業を進めます。

また、子どもたちの健やかな成長のため、今後も「乳幼児・児童生徒等医療費助成制度」による経済的支援を継続していきます。

●基本目標5 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 多様な働き方の実現

(2) 仕事と子育ての両立

子育て家庭が、ライフスタイルにあわせて働きながら、安心して子育てができるよう、事業者、家庭、地域などさまざまな分野と連携し、仕事と家庭の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）を推進します。

幼児期の教育・保育施設、学童保育事業（放課後児童健全育成事業）及びファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）、病児・病後児保育事業等の充実を図り、多様な就労状況に対応した子育て支援に努めていきます。

●基本目標6 子ども・子育て世帯への支援

(1) ひとり親家庭への支援

(2) 障がい児施策の充実

ひとり親家庭や、障がいのある親や子どもがいる家庭に対して、相談体制の充実を図り、福祉的な支援の提供を推進します。

ひとり親家庭への公的な支援策として、児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成、母子及び寡婦福祉資金、ひとり親家庭児童就学支度金のほか、就学援助・授業料の免除、児童福祉施設への優先入所、各種融資制度などにより、ひとり親世帯の経済的負担の軽減が図られています。制度の周知と利用促進に努めていきます。

障がい児施策としては、町では、発達支援センターを開設し、地域の関係機関との連携により発達に心配のある子どもを早期に発見し療育事業を実施することで、子どもとその家族への早期対応に努めています。また、療育担当職員が関係機関を訪問し、気になる子どもの情報交換を行い状態像や対応等を共有し、子どものより良い発達を促す体制づくりに努めています。

保育所や認定こども園での障がい児保育にあたり、障がい児保育審査会で協議を行い、保育士の加配など、障がい児の特性を考慮しながら対応しています。今後も、発達の遅れや障がいのある子どもが、身近な地域において適切な療育を受けることができるよう関係機関と連携のうえ支援に努めます。

●基本目標7 地域における子育て支援

- (1) 子育て支援ネットワークの充実
- (2) 児童虐待の防止と早期対応体制の整備

地域が子育て家庭に関わり、子どもとその保護者とともに子育てをしていく体制づくりを推進します。

核家族化や共働き、ひとり親、保護者が疾患を抱えているなど、子育てのサポートを必要としている家庭が増えており、身近な相談者や、子どもを預けられるサービス等を必要とする方が増えてきています。すべての子育て世帯が、安心して子育てできるように地域全体で支える仕組みづくりに、関係機関と連携し努めていきます。

特に近年は、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子ども・若者」をヤングケアラーという支援の対象者として位置づけられています。町においても、学校・教育委員会との連携により、関係者が「ヤングケアラーではないか」という視点を持ち、ヤングケアラーであると気付いた場合は、本人の意向を尊重した上で、児童生徒が自分らしく生活できるよう支援に努めていきます。

また、児童虐待への対応や未然防止を図ることを目的に、児童相談所をはじめ関係機関との連携により「南幌町要保護児童対策協議会（南幌町のびのび発達サポート会議）」を設置運営し、対応や支援等について共通の認識を深めます。また、児童虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）等の家族に関わる多問題を抱えた家庭も増えてきていることから、養育困難家庭の把握に努め、適宜個別ケース会議を開催し、関係機関と連携の上、支援に努めます。

●基本目標8 子育てを支援する生活環境づくり

- (1) ゆとりある住環境の確保
- (2) 快適な地域環境の確保

子どもとその保護者が安心して生活できるよう、子育てに配慮した良好な居住環境の確保を図るとともに、道路やさまざまな施設、公園などを利用しやすく整備し、子育てにやさしい環境づくりを推進します。

●基本目標9 子どもを守る安全なまちづくり

- (1) 犯罪等の被害から守るための活動の推進
- (2) 交通安全を確保するための活動の推進

子育て家庭が安心して子どもを育て、安全に暮らすことができるよう学校、家庭、地域などさまざまな分野が連携し、子どもを交通事故や犯罪などの被害から守り、安全・安心な環境づくりを推進します。町では、地域ボランティア活動として、隊員登録している住民を中心に子どもたちの登下校を見守るせわずき・せわやき隊（すきやき隊）活動を実施しています。

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の進捗管理

(1) 進捗状況の把握及び評価（子ども・子育て会議の役割）

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画にもとづく施策の進捗状況と、計画全体の成果を検証することが重要です。このため、「南幌町子ども・子育て会議」において、その進捗状況を毎年、確認・評価します。

(2) 需給調整の見直し

施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、検証した結果をもとに、必要に応じ改善を図るため、各年度、施策の見直しを行い、計画を修正します。

2 計画推進に向けた関係機関の役割

計画の推進にあたっては、保育・教育事業に対する町民のニーズに応えるため、必要なサービスの量の確保・拡大と多様化も含む質の向上の実現を目指します。

このため、各関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・認定こども園など、子ども・子育て支援事業者、学校、町民などの多くの方の意見を取り入れながら取組みを広げます。

3 財政基盤の確立

本計画を推進するためには、それを支える財政基盤が重要となります。

本計画の推進にあたっては、その費用対効果を十分に見極め、財源の配分と組織の運営を最も効率的・効果的に行うよう努めます。

資料編

1. 南幌町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、南幌町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 南幌町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその意見若しくは説

明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

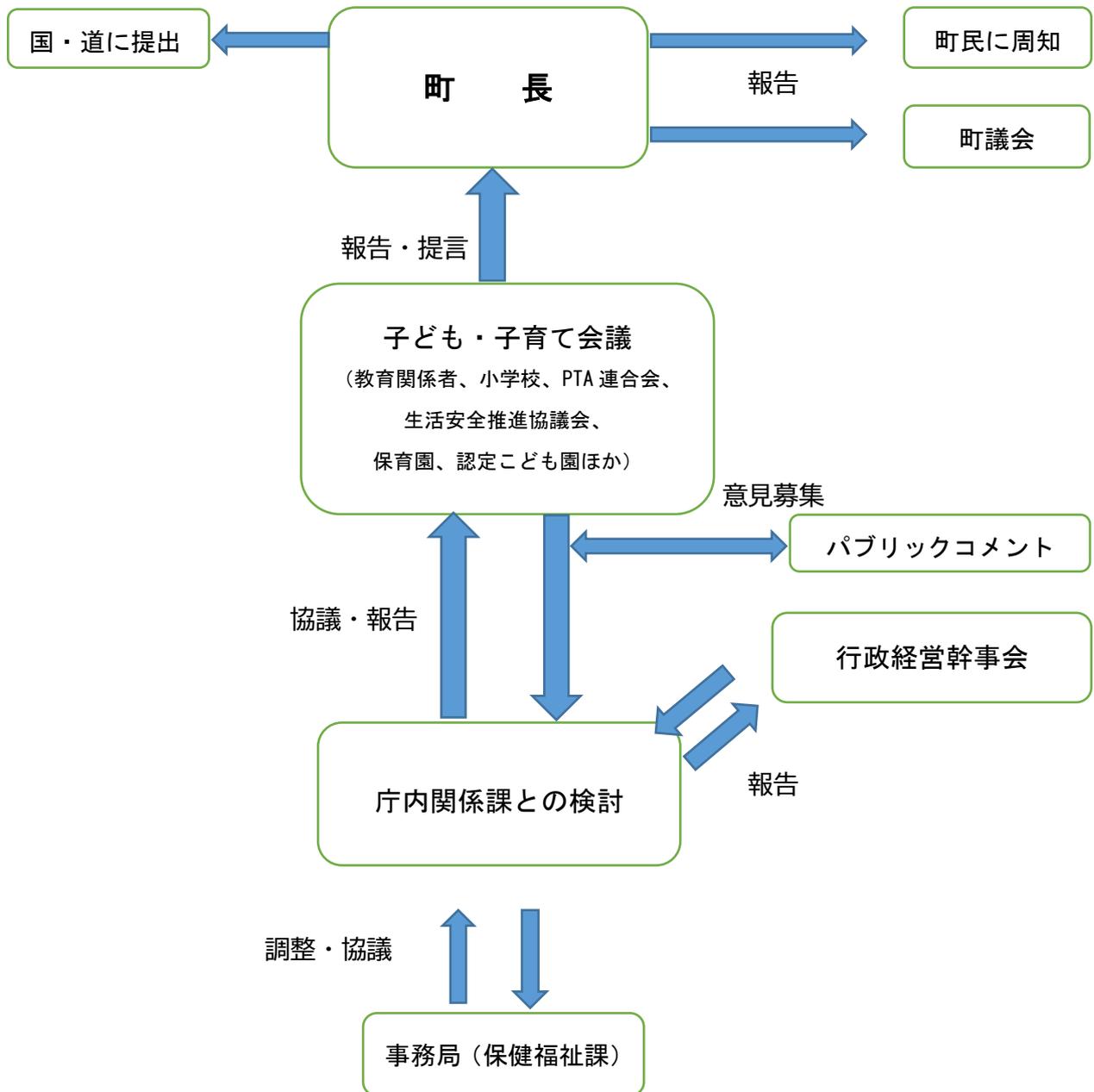
南幌町子ども・子育て会議委員

任期：令和6年8月1日～令和8年7月31日

	所 属 等	氏 名	委員区分
1	PTA連合会会長	城 地 真 吾	1号
2	保育所児童の保護者	白 倉 智 博	1号
3	認定こども園児童の保護者	大 塚 寛 子	1号
4	南幌小学校校長	野 村 智 久	2号
5	行政区長会長・生活安全推進協議会会長	永 原 隆 夫	2号
6	子ども会育成連絡協議会会長	岩 井 恒 信	2号
7	せわずき・せわやき隊会長	千 成 勝 治	2号
8	遊びの達人サポーター、学校運営協議会委員	小野田 佐千恵	2号
9	ファミリー・サポート・センター提供会員	竹 山 未 紗	2号
10	学童保育指導員	福 井 優 子	2号
11	南幌いちい保育園園長【副会長】	松 木 千 秋	2号
12	認定こども園南幌みどり野幼稚園園長【会長】	相 原 亜矢子	2号
13	町立南幌病院副院長	近 藤 統	3号
14	人権擁護委員	小 原 康 子	3号
15	主任児童委員	佐 藤 純 子	3号

(敬称略)

2. 子ども・子育て支援事業計画策定機構



育てる喜び、育む幸せ。

南幌町

TOWN NANPORO

第3期南幌町子ども・子育て支援事業計画
(令和7年度～令和11年度)

策定/令和7年3月

発行/北海道南幌町 編集/南幌町保健福祉課

〒069-0235 北海道空知郡南幌町中央3丁目4番26号

南幌町保健福祉総合センターあいくる

TEL 011-378-5888

FAX 011-378-5255

ホームページアドレス <http://www.town.nanporo.hokkaido.jp>

E-mail アドレス nanporo@town.nanporo.hokkaido.jp
